

「確約手続に関する対応方針」(案)及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の一部改定(案)
に対する意見の概要及びそれに対する考え方

1 「確約手続に関する対応方針」(案)に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	項目	意見の概要	考え方
1	1 趣旨	確約手続においては違反事実の認定を行うものではないのであるから、「問題解決」との用語を用いるのは相当ではなく、例えば「競争上の懸念を解消する」との表現を用いるのが適切である。(団体)	確約手続は独占禁止法違反を認定するためのものではなく、対応方針において、「問題解決」との用語が違反事実の認定を指すものではないことは明らかであることから、原案どおりといたします。
2	2 確約手続の開始	改正後の独占禁止法第48条の2又は第48条の6の規定により確約手続が開始されることとなるが、継続中の被疑行為に比べ、既になくなっていく被疑行為の方が、公正取引委員会が確約手続通知をするための要件が厳しくなっており、被疑行為を早期に終了の方が課徴金不適用という地位を得にくいようにも思われる。既に違反の疑いのある状態がやんでいる場合の方が確約手続の恩典を受けにくいということがないよう、対応方針等で示していただきたい。(団体)	違反被疑行為が既になくなっていく場合であっても、当該行為を行った事業者が、自主的に確約措置を申し出る場合は、原則として確約手続による解決を目指していくこととなります。他方、確約手続に移行するか否かは、「個別具体的な事案ごとに、確約手続により競争上の問題を解決することが公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要であるか否かを判断する」ものであり、御指摘の点を記載する必要はないと考えます。 なお、違反被疑行為が既になくなっていく場合を確約手続の対象としているのは、違反被疑行為がなくなっている状態を継続するだけでは足りず、当該行為を取りやめていることの周知措置等の積極的な措置に

No.	項目	意見の概要	考え方
			踏み込まなければ競争状態の回復が十分には図られない場合があることを踏まえたものであり、既往の違反行為に対する排除措置命令と同様の考えに基づくものです。
3	3 確約手続に関する相談	確約手続に関する相談によって公正取引委員会と事業者との間の意思疎通を密にすることは適切であると考え、確約手続の利用を促進するためには、相談の事実その他の意見表明によって被疑事業者が不利益に取り扱われることはない旨の明示が必要である。(団体)	対応方針6(1)及び(2)において確約認定申請をしなかったことや、確約認定申請を取り下げたことを理由として被通知事業者が法的措置を採られやすくなるといった不利益に取り扱われることはないとしている趣旨から、御指摘の場合の取扱いは明らかであるため、原案どおりといたします。
4	3 確約手続に関する相談	確約手続については、確約手続通知前に確約手続に関して公正取引委員会に相談することができるとするのみで、第三者との合意が必要な措置の場合にはめどがつくまで執行手続を開始しないという排除措置命令の執行のような柔軟な対応が可能かどうかは不明確である。よって、確約手続通知前に、事業者が確約計画の内容及びその実施可能性を十分に検討できる機会が与えられることを明確にする修正を行うべきである。(弁護士)	確約手続は、違反被疑行為について、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するものであり、確約手続通知前であっても、確約計画の内容や検討期間の確保等に関することについて事業者と意思疎通を図りながら適切に進めていくことは明らかであることから、原案どおりといたします。
5	3 確約手続に関する相談	事業者側から確約手続に付すことを希望する旨を公正取引委員会に申し出ることを認めるとしていることは、調査が開始された後早い段階で確約手続で処理することの可否を検討する場合に、公正取引委員会による確約手続通	賛同の御意見として承ります。

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>知があるまで対外的なアクションを控えることになるという問題を回避することができ、事業者の便宜に資するものとして高く評価される。</p> <p>特に外国企業は、調査の段階で違反被疑行為を取りやめると、それが独占禁止法違反を自認することにならないか懸念する声強いことから、確約手続の相談をする中で違反被疑行為を取りやめることができれば、「違法行為を自認するかどうかとは関係なく、飽くまで確約手続のために行為を停止したにすぎない」との説明が可能になり、違反被疑行為を自主的に取りやめることから生じるリスクを軽減することになると考えられることに加え、相談制度の活用によりその可能性を広くできるため、外国企業の観点からも評価できると考える。（弁護士）</p>	
6	4 確約手続の流れ	<p>確約手続通知に記載する「違反被疑行為の概要」は、排除措置命令書においては排除措置を命ずる前提となる事実として記載されるものであり、事業者が作成する確約計画も措置内容の十分性を満たす必要があることから、当該「違反被疑行為の概要」は排除措置命令書と同程度に詳細に記載すべきではないか。（弁護士）</p>	<p>確約手続通知は、独占禁止法に違反することを認定するものではないことから、「違反被疑行為の概要」を排除措置命令書と同程度に記載することまでは必要ないと考えられますが、当該通知を通じて、公正取引委員会が有する競争上の懸念を伝達し、事業者が確約計画を検討し、作成するために必要な情報を可能な限り提供したいと考えています。</p>
7	4 確約手続の流れ	<p>確約認定申請後、当該確約計画が認定されるまでの期間について、ある程度の目安となる標準的な処理日数及び上</p>	<p>申請された確約計画を認定又は却下するまでの期間は、申請された確約計画の内容等に照らして個別具</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		限を対応方針で明示すべきである。また、確約手続通知を行う際に、被通知事業者に対し、確約認定申請後、当該確約計画が認定されるまでの目安となる期間を事案ごとに明示すべきである。（団体）	体的な事案ごとに異なることから、あらかじめ標準処理期間を定めることはできません。
8	4 確約手続の流れ	調査を受けている違反被疑行為者の側から確約手続の申出を行い、それに対して公正取引委員会が確約手続を開始するかどうか判断するという手続があってもいいのではないか。（学者等）	公正取引委員会が確約手続通知を行う前であっても、独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会から独占禁止法に基づく調査を受けている事業者は、いつでも、調査を受けている行為について、確約手続に付すことを希望する旨を申し出るなど、確約手続に関して公正取引委員会に相談することができることとし、その旨対応方針3において明記しています。
9	5 確約手続の対象	確約手続の対象となり得る行為について、公正取引委員会が確約手続に付すことが適当と判断する際の基準や、確約手続の対象となりやすいと考えられる行為類型、具体的な事例を明示することで、企業の予見可能性を確保するとともに、制度運用の透明性を高めるべきである。（団体）	確約手続は、あらゆる行為類型について、個別具体的な事案ごとに「公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認める」ときに対象となるものです。「公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認める」場合とは、違反の疑いのある行為を迅速に排除する必要があること、違反の疑いのある行為を行っている事業者に当該行為を排除するための措置を提案いただいた方が、より実態に即した効果的な措置になると見込まれること等の観点から判断することになるため、対象となりやすい行為類型があるというものではありません。

No.	項目	意見の概要	考え方
			<p>なお、確約計画の認定をした後、認定確約計画の概要、当該認定に係る違反被疑行為の概要その他必要な事項を公表することとなるため、確約手続の導入後に具体的な事例が蓄積されることで、法運用の透明性及び事業者の予見可能性が更に高まるものと考えます。</p>
10	5 確約手続の対象	<p>確約手続は、いまだ独占禁止法に基づく調査を受けていない事業者も利用できるようにすることが適当である。</p> <p>つまり、公正取引委員会からいまだ独占禁止法に基づく調査を受けていない事業者が、公正取引委員会による調査の着手前に違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行い、確約計画を提出することを約して確約手続に付することを希望した場合には、特段の事情のない限り確約手続通知を行うこととし、その旨を対応方針に記載することが適切である。また、その場合、確約計画に関する公表は行わないこととするのが適当である。(弁護士)</p>	<p>確約手続は、公正取引委員会が独占禁止法の規定に違反する事実があると思料する場合において、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要であるか否かを個別具体的な事案ごとに判断して開始するものであることから、調査を行っていない段階で確約手続に付すこととするのは適当ではありません。</p>
11	5 確約手続の対象	<p>「個別具体的な事案ごとに、確約手続により競争上の問題を解決することが公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要か否かを判断する。」とするのは本末転倒であり、</p> <p>「個別具体的な事案ごとに、従来の手続（排除措置命令・課徴金納付命令の手続）により競争上の問題を解決することが公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要か否かを判断する。」と考えるべきである。(弁護士)</p>	<p>原案は、確約手続の対象とすべきか否かという観点から記載しているものであり、原案どおりといたします。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
1 2	5 確約手続の対象	近年、私的独占や不公正な取引方法に関する事件において新規性のある事件が発生している。新規性のある事件については、先例性を明らかにし、一般的規制効力を発生させるために、原則に立ち帰って排除措置命令・課徴金納付命令を行うべきである。(弁護士)	確約手続に付すか否かは、個別具体的な事案ごとに、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があるか否かの観点から判断することとなります。
1 3	5 確約手続の対象	対応方針に、①ハードコア・カルテルに当たる違反被疑行為のみならず、②過去10年以内に行った違反行為と同一の違反被疑行為及び③刑事告発相当の悪質かつ重大な違反被疑行為をも確約手続の対象としないことを明記したことは、極めて適切である。(学者)	賛同の御意見として承ります。
1 4	5 確約手続の対象	新規性のある案件や適用除外規定との適用関係が問題となる場合等において制度の柔軟性を適切に活用した解決を図るために、入札談合、価格カルテル等については、「原則として」確約手続の対象としないとするなど、例外的に対象とすることができる余地を残すべきである。(団体)	入札談合、受注調整、価格カルテル、数量カルテル等については、違反行為を認定して法的措置を採ることにより厳正に対処する必要があると考えられ、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認められないことから、確約手続の対象とはしないこととしています。
1 5	5 確約手続の対象	対象外とされた入札談合・カルテル等まで対象範囲に広げるか否かについては、慎重な検討が求められる。(団体)	
1 6	5 確約手続の対象	法的措置後に違反行為を繰り返した者でない場合は、確約制度の対象とすべきと考えられるため、確約手続の対象としない場合のうち②については、「(法的措置が確定している場合に限る。)」という文言を、「(法的措置が確定して	御指摘の記載は、繰り返し違反行為に対する課徴金制度の独占禁止法の関係規定と同様の記載としたものです。そのことが明確になるように修正を行いました。

No.	項目	意見の概要	考え方
		いる場合であって違反被疑行為が当該法的措置後に行われた場合（当該法的措置前から継続する場合を含む。）に限る。」と変更すべきである。（学者等）	
17	5 確約手続の対象	単独行為の場合、必ずしも同じ態様で同じ条項に違反する行為が繰り返されるとは限らず、不公正な取引方法の中には、いずれの条項を適用するかは裁量が公正取引委員会に働く場合もあるため、過去10年以内に違反行為を行った事業者の違反被疑行為を一律に確約制度の対象外とした場合、バランスが確保されない可能性がある。また、解釈の相違や変更等により、再び独占禁止法違反の被疑を受けることもあり得るため、一律に確約手続の対象外とする必要性はなく、個別事案の判断において確約手続の対象にしないとすれば足りるのではないか。EUでは、確約手続で処理するのか、それとも制裁金を課すのかは事案の重要性に従って個別に判断されている。（弁護士）	独占禁止法に違反する同一類型の行為を繰り返しているときは、厳正に対処することが適当であると考えられることから、原案どおりといたします。
18	5 確約手続の対象	私的独占事案は確約手続を利用するに最もふさわしい事案といえるところ、告発の対象となる違反被疑行為は確約手続の対象としないこととすると、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」（平成17年10月7日公正取引委員会）では、私的独占その他の違反行為であっても、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案は告	御指摘の箇所は、入札談合、受注調整、価格カルテル、数量カルテル等以外の違反被疑行為（私的独占等）であっても、刑事告発に相当する悪質かつ重大な事案を確約手続の対象としないことを明確化しておく必要があるため記載しているものであって、私的独占に該当し得る事案が全て確約手続の対象外となるものではないことから、原案どおりといたします。

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>発を行う方針とされているが、事業者にとっては私的独占その他の違反被疑行為が告発を行うべき事案に該当するか判断できかねる。そのため、私的独占事案も確約手続の対象外とされるのではないかと印象を与え、事業者（特に外国企業）に無用の疑念を持たれるおそれがある。したがって、対応方針には告発対象となる違反被疑行為を確約手続の対象外とする旨の記載は不要であり、告発すべきか否かは公正取引委員会が事案ごとに適切に対応すれば足りるのではないかと。（弁護士）</p>	<p>なお、対応方針3において、独占禁止法に基づく調査を受けている事業者は、いつでも、調査を受けている行為について、確約手続の対象となるかどうかを確認するなど、確約手続に関して公正取引委員会に相談することができることとしています。</p>
19	6 確約計画	<p>確約認定申請を行わなかった、又は取り下げた被通知事業者が不利益に取り扱われることはないとの方針が示されているが、事業者と公正取引委員会との間の意思疎通を促進して合意による違反の疑いを自主的に解決するという制度の趣旨を実現するためにも、当該不利益の詳細を具体的に記載すべきである。（弁護士）</p>	<p>確約手続申請をしなかった又は取り下げた事業者については、その事実をもって、申請を行った場合又は取り下げなかった場合に比べて法的措置を採られやすくなるといった不利益に取り扱われることはないという趣旨であり、原案の記載でその趣旨は明らかであると考えられることから、原案どおりといたします。</p>
20	6 確約計画	<p>被通知事業者が確約認定申請を躊躇し、制度の趣旨が失われることを防ぐため、被通知事業者が確約認定申請をしなかったことを理由として被通知事業者が不利益に取り扱われることはないことに加えて、「被通知事業者が確約認定申請をした事実及びその際に公正取引委員会に提供した情報により、被通知事業者が不利益に取り扱われるこ</p>	<p>確約手続は、違反被疑行為について、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するものであり、被通知事業者が確約認定申請をすること、その際に公正取引委員会に提供した情報により被通知事業者が法的措置に向けた手続が採られやすくなるといった不利益に取り扱われることはないという</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		とはない。」ことも明記すべきである。(団体)	ことは当然の前提であること(No. 68及び69の御意見に対する考え方参照)から、原案どおりといたします。
21	6 確約計画	確約手続通知が行われた場合に確約認定申請をするか否かは被通知事業者が自主的に判断するものである旨や、確約認定申請をしなかった又は取り下げた場合に、そのことを理由としてその後の調査において被通知事業者が不利益に取り扱われることはない旨は、被通知事業者にとっては重大な関心事であり、確約手続通知の中でも明記されるべきである。また、公正取引委員会内においても、上記旨の周知・徹底をお願いしたい。(弁護士等)	今後の参考といたします。
22	6 確約計画	確約手続通知の日から60日以内であり、かつ、処分がされるまでの間であれば、確約認定申請後においても、認定申請書類の変更ができることとされているところ、確約認定申請後においても、確約手続通知の日から60日以内であれば、申請した確約措置の内容を認定基準に適合したものとするために公正取引委員会とのコミュニケーションを継続することは可能か。(団体)	公正取引委員会と事業者との間の意思疎通を密にすることは、迅速な確約手続に係る法運用を可能とし、公正取引委員会と事業者の双方にとって有益であると考えられます。 したがって、確約手続通知前については、対応方針3において、調査を受けている事業者がいつでも公正取引委員会に相談することができるとしています。また、確約手続通知後については、対応方針8(1)において、必要と認める場合又は申請者から認定における論点等について説明を求められた場合には、その時点における論点等について説明することとしており、
23	6 確約計画	確約手続通知の前はもちろん、手続に関係する全ての場面において、公正取引委員会と事業者とが密にコミュニケーションを取る運用としていただきたい。(団体)	

No.	項目	意見の概要	考え方
			被通知事業者による確約認定申請後も同様に対応してまいります。
24	6 確約計画	<p>対応方針は、確約措置が措置内容の十分性を満たしているか否かの判断に当たり、過去の同種の違反事案における措置内容を参考にするとしており、原則として過去の同種違反事案と同等の措置が求められるかのようにも読める。しかし、確約手続においては、申請者の違反被疑行為について独占禁止法違反との判断はなされず、嫌疑の程度は事案により様々であると考えられるところ、措置の内容は当該嫌疑の程度によっても異なるべきであり、嫌疑の程度との権衡を考慮すべきである。また、事案によっては取引先等の利害関係人の利益を考慮することが有益である場合があり得ることなどから、「措置内容の十分性」について、嫌疑の程度との権衡を考慮して柔軟に検討する旨を追記すべきである。(団体)</p>	<p>確約措置が措置内容の十分性を満たしているか否かについては、個別具体的な事案ごとに判断することから、「参考にする」と記載したものであり、過去の同種の違反事案における措置内容と同等の措置を一律に求める趣旨ではないことは明らかであることから、原案どおりといたします。</p>
25	6 確約計画	<p>公正取引委員会が考える「独占禁止法の規定に違反する事実があると思料する場合」の意義としては、公正取引委員会が証拠はないが主観的に違法行為があると考えているという段階から、ある程度の証拠はあるものの違反の認定まではできない段階、さらには証拠をもって排除措置命令を出せるという段階まで相当の幅が生じ得ると考えられることに照らせば、確約計画の認定に当たっては、過去</p>	

No.	項目	意見の概要	考え方
		の事案において違反が認定された上で必要とされた措置と同程度の内容が必ずしも常に求められるわけではないことが明記される必要がある。(団体)	
26	6 確約計画	排除措置命令は違反事実の認定を前提とするものであるのに対し、確約手続においては違反事実の認定がされるわけではないことから、措置内容が異なることがあってもよいことを明らかにすべきであるため、「措置内容の充分性」において「参考にする」とあるのは「参考にすることができる」と修正すべきである。(団体)	御指摘と原案の記載の趣旨は異なるものではないと考えますので、原案どおりといたします。
27	6 確約計画	確約手続通知の日から60日以内に、各確約措置の実施期限を確実に予測することは困難であることから、対応方針における「公正取引委員会は、確約措置が実施期限内に確実に実施されると判断できなければ、確約計画の認定をすることはしない。」との記載を、「公正取引委員会は、確約措置が実施期限内に実施されることが合理的に判断される場合には、確約計画の認定をする。」などとする事で、確約計画が不当に却下されないようにし、事業者の責めに帰すべきではない事由による実施期限の延長等は、「9 認定を受けた確約計画の変更」等により対応すべきである。(弁護士)	御提案の修正案と原案の記載の趣旨は異なるものではないと考えますので、原案どおりといたします。 また、御指摘の実施期限の延長等については、今後の参考といたします。
28	6 確約計画	「措置実施の確実性」について、確約措置の内容が契約変更を伴う場合等には第三者との合意が必要とあるが、確	措置実施の確実性を満たすためには、被通知事業者の一方的な契約変更に係る方針の提出では足りず、確

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>約手続通知の日から60日以内にこの合意を成立させることは困難である。確約認定申請時に措置の実施（合意の成立）まで求めることは疑問であり、措置の「計画」で足りるはずであるため、「当該第三者との合意を確約認定申請時まで成立させなければ、原則として、措置実施の確実性を満たすと認めることはできない」とする部分は削除するか、又は契約変更に係る方針の提出で可とするなど、現実的な記載に修正いただきたい。仮に第三者との合意の成立を要求するのであれば、60日という期間の延長を認めるか、公正取引委員会において通知を一旦取り下げるといった運用を検討いただきたい。（団体等）</p>	<p>約認定申請までに第三者との協議等によって契約変更の実効性を確保することが必要と考えますが、「合意の成立」には契約変更の実施が必要ということではなく、例えば、確約計画が認定された場合に契約変更を行うことについて第三者からの事実上の了解を得ることなどが考えられます。</p> <p>他方、「通知の日から60日以内」は改正後の独占禁止法第48条の3第1項及び第48条の7第1項において規定している不変期間であるため運用により当該期間を延長することは不可能ですが、御指摘の点については、公正取引委員会と事業者の間で意思疎通を図る中で適切に運用してまいります。</p>
29	6 確約計画	<p>確約措置の典型例のうち「(エ) 契約変更」については、併せて「契約条項の不行使」を挙げるべきではないか。また、その場合、措置実施の確実性を担保する何らかの手当が必要であることについて明示すべきである。（団体）</p>	<p>認定される確約措置は、典型例として記載したものに限定されるわけではなく、御指摘の措置も含め、必要となる具体的な確約措置は個別具体的な事案ごとに判断されるものであるため、例示としては原案どおりといたします。</p>
30	6 確約計画	<p>公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するという確約手続制度の趣旨からすると、認定申請書類の記載事項を変更するための報告書を提出できる期間は、「確約手続通知の日から60日以内」ではなく「処分がされるまでの間」とすべきではないか。（団体）</p>	<p>「通知の日から60日以内」は改正後の独占禁止法第48条の3第1項及び第48条の7第1項において規定している不変期間であるため運用により当該期間を延長することは不可能ですが、御指摘の点については、公正取引委員会と事業者の間で意思疎通を図</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
			る中で適切に運用してまいります。
3 1	6 確約計画	「措置実施の確実性」について、「確約措置の内容が契約変更を伴うなど第三者との合意が必要な場合には、当該第三者との合意を確約認定申請時まで成立させなければ、原則として、措置実施の確実性を満たすと認めることはできない。」とあるのは、「…成立させれば、原則として、措置実施の確実性を満たすものと判断される。」という記載に変更すべきである。(団体)	「合意の成立」に係る考え方については、No. 28及び29の御意見に対する考え方で示しているとおります。
3 2	6 確約計画	確約措置の典型例として、これまで排除措置命令で命じられてきた措置以外のものも記載されているが、これまで命じられてきた措置は違反行為の排除又は違反行為が排除されたことを確保するための措置として適当なものであったと考えられるため、確約措置の典型例としてこれまで排除措置命令で命じられてきた措置を記載し、それ以外のものは認定要件適合に資する措置として記載することが適当である。(弁護士等)	確約計画の認定に当たっては、措置内容の十分性及び措置実施の確実性を満たす必要があるところ、確約措置の典型例として列挙されている措置全てが確約計画の認定のために必要ということではなく、措置内容の十分性及び措置実施の確実性を満たすために、①必要な措置としているもの、②必要となる場合があるとしているもの及び③有益なものとしているものがあり、対応方針においてそれぞれ書き分けています。 また、確約措置が措置内容の十分性を満たしているか否かは、飽くまでも個別具体的な事案ごとに判断される点については、対応方針に記載しているとおります。
3 3	6 確約計画	確約措置の典型例のうち「(イ) 取引先等への通知又は利用者等への周知」については、違反被疑行為の全容の完	確約措置として、取引先等への通知又は利用者等への周知が必要か否か、また、必要な場合におけるその

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>全な把握と確約措置による競争秩序の回復が確実に実現されるためには、その前提として、当該違反被疑行為に係る情報が競争事業者等の取引先に漏れなく到達していることが必要であるため、末尾に、「上記通知又は周知を求められた被通知事業者は、当該違反被疑行為により被害を受けた競争事業者等の取引先の事業者名、連絡先、各競争事業者等に対して行われた違反行為の概要等につき公正取引委員会に対して漏れなく報告し、少なくともこれら取引先等に対する通知が漏れなく実施されたことにつき確認を求める必要がある。」「かかる通知等につき重大な遺漏のあることが後日に発覚した場合には、確約計画の却下または認定の取消しの理由になることがある。」と追記すべきである。(弁護士)</p>	<p>範囲については、個別具体的な事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりといたします。</p> <p>なお、確約措置として通知が必要とされた場合、通知が適切に実施されたかは履行状況の報告によって確認することになります。</p> <p>また、確約計画の認定後に、認定確約措置が実施されていないと認めるときには、公正取引委員会は、決定で認定確約計画の認定を取り消さなければならないとされており(改正後の独占禁止法第48条の5第1項又は第48条の9第1項)、その旨対応方針10(1)にも記載しています。</p>
34	6 確約計画	<p>確約措置の典型例のうち「(ウ) コンプライアンス体制の整備」については、コンプライアンス体制の改善は、当該違反行為がなぜ発生したかについての適切な原因究明が前提として実施された上で、その内容に合致した体制改善が実現されるのでなければ有効な再発防止策とはなり得ないため、「併せて、コンプライアンス体制の整備を行うことが措置実施の確実性を満たすために必要となる場合がある。」との記述は、「併せて、当該違反行為の発生経過についての必要・十分な事実確認、責任の所在の明確化等</p>	<p>確約措置として、コンプライアンス体制の整備が必要か否か、また、必要な場合にどのような内容が適切かについては、個別具体的な事案ごとに、御指摘のような点も踏まえて判断されるものであるため、典型的な確約措置の例示としては原案どおりといたします。</p> <p>なお、確約措置としてコンプライアンス体制の整備が必要とされた場合、体制整備が適切に実施されたかは履行状況の報告によって確認することになります。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>の適切な原因究明が実施されたことを前提として、その調査・検討結果を踏まえたコンプライアンス体制の整備を行うことが措置実施の確実性を満たすために必要となる場合がある。」とすべきである。(弁護士)</p>	
35	6 確約計画	<p>確約措置の典型例のうち「(ウ) コンプライアンス体制の整備」については、定期的な監査の結果が明らかにならなければ措置実施が確実に行われたか不明となり、研修についてもどのような内容で実施される又は実施されたかを明らかにしなければ措置実施の確実性は判定し得ないことから、末尾に「また、定期的監査の結果を公表すること及び従業員に対する社内研修の実施日や研修内容を公表することも措置実施の確実性を満たすために必要となる場合がある。」と付記すべきである。(弁護士)</p>	
36	6 確約計画	<p>確約措置の典型例のうち「(力) 取引先等に提供させた金銭的価値の回復」については、これまで排除措置命令で原状回復が命じられたことはなく、減額等の事案において取引の相手方に被通知事業者に対する民事上の返還請求権が発生するとは限らないことから、原状回復が措置内容の十分性を満たす上で必須のものではないことを明確化し、飽くまで事業者の裁量で当該義務を選択できるようにすべきである。また、原状回復が措置内容の十分性を満たすために有益となるのは、飽くまで取引の相手方が被通知</p>	<p>取引先等に提供させた金銭的価値の回復については、「措置内容の十分性を満たすために有益である」とされているとおり、措置内容の十分性を満たすために一律に必要な措置とはしていません。措置内容の十分性を満たすために必要となるか否かは、個別具体的な事案ごとに判断されます。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		事業者に対して民事上の返還請求権を有すると考えられる場合であることを対応方針に明記することが適当である。(弁護士等)	
37	6 確約計画	<p>確約措置の典型例のうち「(カ) 取引先等に提供させた金銭的価値の回復」については、確約制度の導入により、確約手続の対象となった違反被疑行為の被害者は排除措置命令の存在を前提とした独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求を提起できなくなるため、その代替措置として、当該違反被疑行為によって被害を被っていた競争事業者・取引先等に対する返金等の補償が十分に実施されることが確約計画の認定の判断の上で重視される必要がある。そのため、「被通知事業者が収受した利得額や当該取引先の実費損害額を当該取引先に返金することが措置内容の十分性を満たすために有益である。」との記載は、「被通知事業者が収受した利得額や当該取引先の実費損害額を当該取引先に返金することが措置内容の十分性の判断の上で重視される。」という記載に改めるべきである。(弁護士)</p>	<p>確約措置として、金銭的価値の回復は有益ですが、それが必要か否かは、個別具体的な事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりといたします。</p>
38	6 確約計画	<p>確約措置の典型例のうち「(キ) 履行状況の報告」については、これまで排除措置命令で独立した第三者が公正取引委員会に対して定期的に報告することが認められたことはなく、企業結合における問題解消措置としても原則的な方法であるとはいえないことから、確約措置の典型例と</p>	<p>履行状況の報告については、措置実施の確実性を満たすために必要な措置ですが、その方法については「被通知事業者又は被通知事業者が履行状況の監視等を委託した独立した第三者(公正取引委員会が認める者に限る。)」による報告としており、被通知事業者</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		しては被通知事業者自らの報告を挙げ、独立した第三者による報告はその他認定要件適合に資する措置として整理することが適当である。(弁護士)	自らの報告と、独立した第三者による報告のいずれが必要となるかは、個別具体的な事案ごとに判断されま す。
39	6 確約計画	排除措置命令においては、措置内容の履行状況の報告について、事業者による1回の報告のみでその執行をおおむね完了させているところ、対応方針では、報告者を事業者ではなく第三者とする点及び定期報告を原則とする点で、排除措置命令の名宛人よりも過度な負担を負わせているものといえる。そのため、1回の報告を原則とし、例外的に定期報告が必要となる場合があるというように記載を変更することで、事業者には排除措置命令と比較して過度の負担を負わせないようにすべきである。(弁護士)	確約措置の履行状況の報告の必要回数については、個別具体的な事案ごとに判断されるものであることから、その旨が明らかとなるよう、御指摘を踏まえて次のとおり修正いたしました。 「このため、確約措置の履行状況について、被通知事業者又は被通知事業者が履行状況の監視等を委託した独立した第三者(公正取引委員会が認める者に限る。)が公正取引委員会に対して定期的に報告することは、措置実施の確実性を満たすために必要な措置の一つである。 なお、報告の回数は、確約措置の内容に応じて設定する必要があるよつては、公正取引委員会に対する1回の報告で措置実施の確実性を満たす場合も想定される。」
40	6 確約計画	例えば、被通知事業者が履行状況の監視等の委託先に報酬を支払った場合、真に「独立した第三者」といえるのかどうかの判断は容易ではないため、確約措置の履行状況を報告する「第三者」の独立性について、公正取引委員会の認定基準を明示すべきである。加えて、被通知事業者が「第	独立した第三者に該当するか否かの判断は、個別具体的な事案ごとに判断されるものであることから、一律の認定基準を示すことはできませんが、御指摘のような、被通知事業者が委託するために報酬を支払うことをもって直ちに独立した第三者として認められな

No.	項目	意見の概要	考え方
		三者」に確約措置の履行状況の監視、報告等を委託する場合、費用的な負担が発生することから、どのような場合に、どの程度の期間委託をしなければならないのかを具体的に明示すべきである。(団体)	いものではありません。 また、独立した第三者に委託すべきか否かや委託すべき期間については、個別具体的な事案ごとに判断されるものであるため、一律の基準等を明示することはできません。
4 1	6 確約計画	確約措置の履行状況を報告する「第三者」の認定については柔軟な対応がなされるべきである。(団体)	今後の参考といたします。
4 2	6 確約計画	確約計画の認定がされるまで、当該確約計画の内容が必ずしも履行されず、違反被疑行為の排除が行われないうことがあり得るとすれば、より早期に競争上の問題解決を図るという確約手続の趣旨にもとるといわざるを得ない。早期に競争秩序の回復がなされるよう、被通知事業者が確約認定申請をする時点で、違反被疑行為が確実に排除され、被害者たる特に中小企業等の不利益が解消されているべきであることから、当該違反被疑行為が排除されたことを確認する手段やその判断基準が定められ、明示されているべきである。(団体)	確約認定申請の時点で、違反被疑行為が必ず排除されていなければならないわけではありませんが、対応方針において「違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認等」を措置内容の十分性を満たすための必要な措置の一つと位置づけるとともに、確約措置の実施期限が確約計画の必要的記載事項として法定されています。
4 3	7 意見募集	第三者からの意見募集に当たっては、「違反被疑行為の概要」がある程度詳細でなければ、経済法違反事案に対する措置の適正性の判断は困難になると考えられる。(弁護士)	意見募集に当たっては、第三者が適切な意見を検討し、提出できるよう、必要な情報を可能な限り提供したいと考えています。
4 4	7 意見募集	意見募集の際には、申請を受けた確約計画の概要だけで	

No.	項目	意見の概要	考え方
		はなく、確約手続通知の書面に記載した違反被疑行為の概要から事業者の秘密に係る部分を除いたものも公表すべきである。(学者)	
4 5	7 意見募集	確約認定申請を行う事業者の予測可能性を確保するとともに、公正取引委員会による恣意的判断を防ぐため、申請を受けた確約計画に対する第三者からの意見募集を行うか否かを判断する際の基準又は考慮要素を明記すべきである。(団体等)	意見募集を行うか否かの検討に当たっての考慮要素は、御指摘の点に限られるものではなく、個別具体的な事案ごとに判断されるものであるため、一律の基準等を明記することはできません。
4 6	7 意見募集	違反被疑行為の重大性や社会的影響の程度が大きく、違反被疑行為の頻度・回数や広がりにより被害を受けた競争事業者・取引先等が多数に及ぶと思料される場合等には、第三者からの意見聴取が必須であることを対応方針上で明確化すべきであるため、「広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合」については、「広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合(具体的には、当該違反行為の重大性、社会的影響の程度、頻度・回数や広がりにより被害を受けた競争事業者・取引先等が多数に及ぶと思料される場合等)」とすべきである(弁護士)	
4 7	7 意見募集	対応方針は「公正取引委員会は、申請を受けた確約計画が認定要件に適合するか否かの判断に当たり、広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合には、原則として30日以内の意見提出期間を定め、ウェブサイト等を	御指摘の箇所は、広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合であっても、第三者からの意見募集を行わないことがあるという趣旨ではないため、その旨が明らかとなるよう次のとおり修文しました。

No.	項目	意見の概要	考え方
		通じて、申請を受けた確約計画の概要について第三者からの意見を募集する場合がある」とするが、「第三者の意見を参考にする必要があると認める」以上、「第三者からの意見を募集する場合がある」の文言を「第三者からの意見を募集するものとする」に改定すべきである。（学者）	「広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合には、原則として30日以内の意見提出期間を定め、ウェブサイト等を通じて、申請を受けた確約計画の概要について第三者からの意見を募集する場合がある。」
48	7 意見募集	意見募集については、被通知事業者が独占禁止法に違反したかのような印象が形成されることによるレピュテーションリスクに対する懸念や、濫用的な意見により公正取引委員会の判断が左右される懸念、取引関係やビジネスモデル等の企業秘密の漏洩に対する懸念がある。 これらの懸念は、確約手続の利用に係る事業者のインセンティブそのものを削ぎかねないことから、意見募集に当たっては事業者の事前の同意を必要とすべきであり、その旨を明記すべきである。（団体）	意見募集の実施は、申請を受けた確約計画が認定要件に適合するか否かの判断に当たり、第三者の意見を参考とする必要があるか否かで判断すべきものであり、事業者の同意がなければ行えないものとすべきではないことから、原案どおりといたします。 他方、実際に意見募集を行うに当たっては、事業者との間で意思疎通を図りながら、また、独占禁止法第43条の規定を踏まえ、御懸念の事態が生じないよう適切に対応してまいります。
49	7 意見募集	申請を受けた確約計画が認定要件に適合するか否かの判断に当たり、被害者（当該被害者が明確である場合には必ず。）、申告人などの利害関係者に対して意見陳述の機会を設けるべきである。また、認定された確約計画についても、不備があると考えられる場合には、これらの利害関係者が意見を述べられる制度を設けるべきである。（団体等）	意見募集、競争事業者や取引先等に対して行う事実確認等は、申請された確約計画が認定要件に適合するか否かを判断するために、競争事業者、取引先等から、必要に応じて、申請された確約計画に係る事実関係の確認等のために意見を聴くものであることから、御指摘のような制度を重ねて設けることは考えていません。
50	7 意見募集	第三者からの意見募集は、先例と実質的に処理が異なら	今後の参考といたします。

No.	項目	意見の概要	考え方
		ない事案を除いて、広範に行うべき。(学者)	
5 1	7 意見募集	公平性、透明性を確保する必要があることから、独占禁止法違反行為により被害を受けている競争事業者や取引の相手方の意見を十分に取り入れる手続及び公表を原則とすべきである。(弁護士)	
5 2	7 意見募集	対応方針では、提出された第三者の意見をどのように参考にするのか、具体的な手続が明らかになっていないため、被通知事業者の確約認定申請後に意見募集を行った結果、確約計画が認定要件に適合しないと判断する場合があります。これを対応方針に明記すべきである。(学者)	意見募集、競争事業者や取引先等に対して行う事実確認等は、申請された確約計画が認定要件に適合するか否かを判断するために、競争事業者、取引先等から、必要に応じて、申請された確約計画に係る事実関係の確認等のために意見を聴くものであるところ、対応方針8(1)において、確約措置が認定要件に適合しないと判断するときには、決定で確約認定申請を却下し、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなる旨を明らかにしています。
5 3	7 意見募集	対応方針では、「寄せられた意見に対して公正取引委員会が回答するものではない」としているが、個別に回答する必要はないとしても、パブリックコメント手続で通常行われているように、提出された意見の概要とそれに対する考え方を公表すべきである。(学者)	意見募集で寄せられた意見は、申請を受けた確約計画が認定要件に適合するか否かの判断に用いるものであるため、当該意見の概要及び当該意見に対する公正取引委員会の回答を公表することは考えていません。
5 4	7 意見募集	意見募集で寄せられた意見に対して公正取引委員会が回答をするものではないとしているところ、米国の同意判決においては、米国司法省反トラスト局は寄せられた第三	賛同の御意見として承ります。

No.	項目	意見の概要	考え方
		者の意見及びそれに対する同局の回答を連邦官報に掲載するが、EUの確約手続において欧州委員会は同様の対応を採っていないため、対応方針のとおりで良いと思われる。(学者)	
55	7 意見募集	意見提出期間を「原則として30日」と定めていることは、欧州委員会も、「1か月よりも短くない (not less than) 一定の期間」としており、妥当である。(学者)	賛同の御意見として承ります。
56	7 意見募集	意見募集の方法として「ウェブサイト等」を挙げているが、「等」には何が含まれるのか。(学者)	公正取引委員会のウェブサイトに掲載する方法に加えて、公正取引委員会の本局、各事務所等における資料配付等の方法を想定しています。
57	8 認定又は却下	中小・小規模企業においては、法務部が設置されていない、又は法務担当者や顧問弁護士がいない場合も多く、認定申請書類を作成するに当たり、単独では十分に対応できない場合も多い。そのため、確約手続通知が行われた後に被通知事業者から問い合わせがあった場合には、措置内容の十分性や措置実施の確実性という要件を満たした確約計画の策定を円滑に行えるよう、意思疎通を密にし、丁寧な相談対応を望む。(団体)	公正取引委員会と事業者との間の意思疎通を密にすることは、迅速な確約手続に係る法運用を可能とし、公正取引委員会と事業者の双方にとって有益であることから、御指摘の点については適切に対応してまいります。また、確約手続通知が行われた後において、必要と認める場合又は申請者から認定における論点等について説明を求められた場合には、その時点における論点等について説明する旨対応方針において明らかにしています。
58	8 認定又は却下	確約計画を認定及び却下する際の判断基準をそれぞれ具体的に示すべきである。(団体)	独占禁止法に規定された措置内容の十分性及び措置実施の確実性は、個別具体的な事案ごとに判断されるものであるため、法定の要件以上に一律に判断基準

No.	項目	意見の概要	考え方
			を示すことはできません。
59	8 認定又は却下	提出された確約計画について確約措置が認定要件に適合しないと判断される場合であっても、却下の判断を行う前に、公正取引委員会は当該確約計画が認定要件に適合するよう、被通知事業者に対し相談対応を行うなど、可能な限り意思疎通を図るべきであり、その旨を対応方針に明記すべきである。(団体)	考え方において繰り返し記載しているとおおり、公正取引委員会と事業者との間の意思疎通を密にすることは、迅速な確約手続に係る法運用を可能とし、公正取引委員会と事業者の双方にとって有益でありますので、運用において適切に対応してまいります。
60	8 認定又は却下	確約計画の認定は、公正取引委員会が申請者の違反被疑行為を独占禁止法の規定に違反すると判断するものではないとした点は評価できるが、フォローアップ訴訟において事実上の推定効が付与されることを回避するために、当該訴訟において公正取引委員会が意見書を提出することを検討するとともに、米国の同意判決において採用されているように、今後、違反があると推定されないこと(推定効が否定されること)を対応方針に規定できないか検討いただきたい。(弁護士)	対応方針において、「公正取引委員会が、確約計画の認定をすることは、申請者の違反被疑行為について独占禁止法の規定に違反すると判断するものではない」と明記していることから、御指摘のような対応は必要ないと考えます。
61	8 認定又は却下	被通知事業者が、確約計画の認定に先立って取引先等に提供させた金銭的価値の回復を取引先に対して行った場合に、提出された確約計画が認定要件に適合せず却下され、法的措置が採られた結果、課徴金が賦課されることになったときは、既に取引先に支払った金額は課徴金から減額されるべきである。(団体)	課徴金の額は独占禁止法の規定に従って算定されるものであるところ、独占禁止法において、事業者が行った金銭的価値の回復に係る金額を課徴金額から減額するような規定は存在しないことから、御指摘のような対応を採ることはできません。

No.	項目	意見の概要	考え方
6 2	1 0 認定確約計画の認定の取消し	認定確約計画が実施されていないと認めるとき等には、公正取引委員会は確約計画の認定を「取り消さなければならない」とされているが、主語は公正取引委員会であるから、「取り消すものとする」などと記載すべきではないか。(弁護士)	独占禁止法の規定(改正後の第48条の5第1項及び第48条の9第1項)と同様の記載としているため、原案どおりといたします。
6 3	1 1 確約計画の認定に関する公表	確約手続において、「違反被疑行為の概要」及び「認定確約計画の概要」が一般に公表されることは、透明性・先例性を確保するために必要である。(弁護士)	賛同の御意見として承ります。
6 4	1 1 確約計画の認定に関する公表	公表の必要性は理解するが、全ての事案を公表する必要があるかは疑問である。また、「公表に当たっては、独占禁止法の規定に違反することを認定したものではないことを付記する」とされてはいるが、公表の方法によってはレピュテーションリスクに対する懸念は払拭できず、企業秘密等の漏洩も懸念される。 以上を踏まえ、公表する場合にはその内容について、事業者の事前の同意を必要とすべきであり、そのことを対応方針に明記すべきである。(団体)	確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、確約計画の認定をした後は一律に公表することとしています。 また、確約計画の認定に関する公表については、事業者との間で意思疎通を図りながら、独占禁止法第43条の規定を踏まえ、御懸念の事態が生じないよう適切に対応してまいります。
6 5	1 2 確約手続移行前の手続との関係等	確約手続通知によって法的措置を採るための調査を中断した場合、その間に証拠を隠滅されてしまうと、確約認定申請を却下した後に再開した調査は困難になる。独占禁止法には証拠の隠滅を行った場合のペナルティーもないため、確約手続中にも必要な証拠の収集を続けるべきでは	確約手続は、公正取引委員会と事業者が協動的に問題解決を行うものであることから、確約手続が適切に進行している間は、法的措置を採ることを前提とする調査を並行して行う必要はないと考えます。 他方、公正取引委員会が確約計画の却下事由に該当

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>ないか。確約手続通知後も法的措置を採る上で必要となる事実の認定をするための調査を続けると、なぜ確約手続の円滑な進行が妨げられるといえるのか。</p> <p>原則と例外を逆にして、「確約手続通知を行った後でも、法的措置を採る上で必要となる事実の認定をするための調査は原則として継続して行われるが、被疑事業者が排除措置計画の作成に向けて真摯に取り組んでいると認められる場合には、例外的に調査を停止する」といった方針に改めるべきではないか。(学者)</p>	<p>する心証を得ており、申請者から十分な疎明資料等が提出される見込みがない場合などについては、確約認定申請に係る処分がされるまでの間であっても、法的措置を採る上で必要となる事実の認定をするための調査を行うこともあり得る旨対応方針に明記しています。</p>
6 6	1 2 確約手続移行前の手続との関係等	<p>確約手続を円滑に進める観点や、事業者による確約手続の利用を萎縮させないようにするという観点からは、確約手続と法的措置を採ることを前提とする調査を同時進行させることは適当ではなく、少なくとも、確約手続通知後、確約認定申請が行われるまでの間は、法的措置を採ることを前提とする調査を行わないべきではないか。また、確約認定申請が行われた後に法的措置を採ることを前提とした調査を行う場合は、確約手続を打ち切った(却下処分を行った)上で行うべきではないか。(団体)</p>	<p>確約手続の進行中において、被通知事業者に対し、通常の調査手続を並行して行うことは、飽くまでも例外的な場合に限られると考えており、公正取引委員会と事業者との間の意思疎通を十分図ることにより、事業者による確約手続の利用を萎縮させることにならないよう留意してまいります。</p>
6 7	1 2 確約手続移行前の手続との関係等	<p>確約認定申請を却下した場合等において、確約認定申請に当たって提出された資料を法的措置を採る上で必要となる事実の認定を行うための証拠として使用することもあり得ることを、違反被疑行為者に対し、確約認定申請前</p>	<p>被通知事業者から提出された資料を返却せずに法的措置を採る上で必要となる事実の認定を行うための証拠として使用することもあり得る点については、対応方針に記載しているとおりですが、今後の参考と</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		に書面により十分に明示することを明確化すべきである。 (団体)	いたします。
68	12 確約手続移行前の手続との関係等	<p>確約認定申請を却下した場合等において、確約認定申請に当たって提出された資料を法的措置を採る上で必要となる事実の認定を行うための証拠として使用することもあり得るとすると、公正取引委員会が確約計画の審査に必要という名目で違反行為の事実認定に必要な資料を提出させ、その後確約認定申請を却下し、提出された資料を利用して法的措置を採るのではないかという疑念を生じさせるため、被通知事業者が確約認定申請を躊躇するのではないか。</p> <p>そもそも確約手続は違反を認定するためのものではなく、確約計画が実施されれば競争秩序が回復するかどうかを検討すればよいのであって、違反被疑行為の有無や被疑事実の詳細について調査する必要はないはずであるため、「申請者から提出された資料を法的措置を採る上で必要となる事実の認定を行うための証拠として使用することは排除されないが、確約手続で申請者に違反行為の事実認定に係る資料を提出させることはないので、通常はそのようなことは起こらない」ということを明確にしておくべきではないか。(学者等)</p>	<p>確約手続は、対応方針1において明らかにしているとおり、違反被疑行為について、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するものであり、違反行為を立証する証拠を収集する目的で確約手続に関する相談に応じること、確約手続通知を行うことはありません。</p> <p>他方、申請を却下した場合等において、申請に当たって、申請者から提出された措置の提案に係る資料が、証拠として一切使用できないとすれば、法的措置を採る上で必要となる事実の認定に支障が生じるおそれが全くないとはいえないため、当該資料を法的措置を採る上で必要となる事実の認定を行うための証拠として使用することもあり得る旨明らかにしています。</p> <p>いずれにせよ、公正取引委員会と事業者との間の意思疎通を十分図ることにより、事業者による確約手続の利用を萎縮させることにならないよう留意してまいります。</p>
69	12 確約手続移	事業者が、確約手続に付すことを希望する旨を申し出た	

No.	項目	意見の概要	考え方
	行前の手続との関係等	<p>後、確約手続通知の前後に公正取引委員会の認定しようとする事実及び法的評価に沿った資料を提出するなどしたにもかかわらず、その後確約手続通知が行われないなどして、通常の審査手続において当該資料等が違反行為認定の証拠として用いられることがあるとすれば、公正取引委員会と事業者との間で信頼関係を形成することは困難となり、公正取引委員会と事業者が協調的に問題解決を行う領域の拡大に資するという確約手続の目的を阻害することとなりかねない。</p> <p>したがって、対応方針に、事業者が確約手続を希望する旨を申し出、公正取引委員会が当該相談に応じる旨の回答をした後に当該事業者が提出した資料及び録取された当該事業者の従業員等の供述調書は、事業者が濫用的な確約認定申請を行ったなどの特段の事情がない限り、違反事実を認定する証拠として用いない旨を明記するとともに、確約認定申請に当たって申請者が提出した資料を法的措置を採る上で必要となる事実の認定を行うための証拠として使用することもあり得る旨の記載を削除すべきである。</p> <p>(団体)</p>	
70	12 確約手続移行前の手続との関係等	<p>確約認定申請を却下等した場合において、確約認定申請に当たって提出された資料を法的措置を採る上で必要となる事実の認定を行うための証拠として使用する場合に</p>	今後の参考といたします。

No.	項目	意見の概要	考え方
		は、改めて独占禁止法第47条1項記載の処分を含む手続を行う旨を明記すべきである。(弁護士)	
71	その他	公正取引委員会が考える「独占禁止法の規定に違反する事実があると思料する場合」の意義としては、公正取引委員会が証拠はないが主観的に違法行為があると考えているという段階から、ある程度の証拠はあるものの違反の認定まではできない段階、さらには証拠をもって排除措置命令を出せるという段階まで相当の幅が生じ得ることを前提とした上で制度を構築するのであれば、そのような幅があり得ることを明確に示すべきである。その上で、公正取引委員会が独占禁止法違反を立証し、行政処分を行うことが困難な事案において、厳密な事実認定や競争への悪影響の評価を行う努力を回避する方便として安易に確約手続を利用するものではないことを担保する方策を示すべきである。(団体)	<p>確約手続は、違反の疑いがある段階で行われるものであり、証拠をもって排除措置命令を出せるまでには至っていない段階であると考えますので、原案どおりといたします。</p> <p>また、確約手続による解決は、被通知事業者による申請がない限りできない制度であるため、御指摘のような利用をすることはありません。</p>
72	その他	確約手続は我が国では全く新しい手続であるため、公正取引委員会には広く周知いただきたい。特に、確約計画の認定は違反を認定するものではないことについては、事業者がレピュテーションリスクを懸念して手続の利用をためらうことのないよう、積極的に周知いただきたい。(団体)	確約制度について、説明会を実施するなど、中小企業を含め、広く周知してまいります。
73	その他	透明性と予見可能性の確保の観点から、特に中小企業に	

No.	項目	意見の概要	考え方
		対して、本方針の趣旨の周知徹底を図られたい。(団体)	
74	その他	確約手続と注意・警告との手続の整合性を図るべきであり、警告手続は将来廃止することを検討すべきである。すなわち、確約手続ができた以上、手続の透明性から、これまで実施していた注意・警告の手続はできるだけ確約手続で解決することとし、特に警告手続は原則として採らないようにすべきであり、その旨を対応方針に明記すべきである。(弁護士)	調査対象事業者が、自主的に確約措置を申し出る場合は、原則として確約手続による解決を目指していくこととなります。
75	その他	被通知事業者と弁護士との相談内容に関する秘密の確保については、本方針案において配慮されていない。今後、本方針又はそれ以外のガイドライン等において、被通知事業者が依頼者として弁護士との間で行う相談内容が秘密であり、公正取引委員会は秘密の対象となる資料の開示を求めてはならない旨を明記していただきたい。(団体)	対応方針12(1)において、確約手続通知を行った後、確約認定申請に係る処分がされるまでの間に、被通知事業者に対し、独占禁止法第47条の規定に基づく調査権限の行使、任意の供述聴取といった法的措置を採る上で必要となる事実の認定をするための調査は原則として行わないことを明らかにしています。そのため、これに加えて御指摘のような内容を対応方針等に記載する必要はないと考えます。

その他、以下の御意見を頂きました。

- 確約手続の対象とされた事件は経済的制裁である課徴金納付命令の対象とされず、排除措置命令・課徴金納付命令が確定した際の無過失損害賠償請求が行われなくなることから、独占禁止法の執行力が低下することとなる。(弁護士)
- 確約手続の効果と効用は、その前提となるサンクションの体系と程度に強くリンクするものであるため、確約制度の導入に当たっては、

各国のサンクションとの違いを意識した事後的検証を行うことが必要である。(学者)

- 確約手続の導入は、「国際標準」に近づける意味があるとされているが、競争法違反に対する制裁措置を国際的に調和させなければならない理由は見当たらない。このような中であって、競争法違反に対する制裁措置としての「確約手続」の導入において、我が国におけるカルテルマインド等の実態を反映した制度であってよいのではないか。(弁護士)
- 確約計画が却下され法的措置が採られることになった場合においても、確約認定申請を行い、自主的に資料を提出したことは調査協力として一定の評価を得られるような制度設計とすることを望む。(団体)
- 確約手続に関する事業者と弁護士とのやり取りについて、弁護士・依頼者間秘匿特権を導入すべき。(団体)

2 「企業結合審査の手続に関する対応方針」の一部改定(案)に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	項目	意見の概要	考え方
1	3 第1次審査	本来、事業者が確約手続を利用するか否かは任意であるが、第1次審査の段階で確約手続の通知を受けた場合、提出した計画の認定を受けられないと、第2次審査に移行するリスクを背負うこととなり、確約手続を受け入れる方向にプレッシャーが働くことは否めない。違反事件の場合は、事件調査の再開のリスクであるから、企業結合の方が厳しいプレッシャーが働くといえよう。制度上やむを得ないこととは思いますが、企業の任意性に配慮した運用が望まれる。(弁護士)	改定後の「企業結合審査の手続に関する対応方針」(以下「対応方針」といいます。)3(3)に記載のとおり、公正取引委員会は第1次審査の段階で、届出会社に確約手続通知を行うことがありますが、対応方針5に記載のとおり、公正取引委員会が届出会社に確約手続通知を行うのは、公正取引委員会が確約手続に付すことが適当であると判断し、届出会社も確約手続に付すことを希望する場合などです。また、対応方針5に記載のとおり、届出会社が届出書に問題解消措置の内容を記載した場合には、これを前提とした企業結合審査が行われることとなります。 したがって、御指摘のような懸念が生じることはな

No.	項目	意見の概要	考え方
			いと考えていますが、いずれにせよ適正に制度を運用してまいります。